

しょう しゃ せいさくていげん  
障がい者による政策提言サポーター

しみんほうこくかい  
市民報告会

ていげんしょ けんしょうけっか  
～提言書の検証結果から～

へいせい ねん がつ にち  
平成21年12月13日

さっぽろしょう しゃ せいさくていげん  
札幌市障がい者による政策提言サポーター

## はじめに

わたし にか こ かい ていげんしょ ていしゅつ  
私たちは、過去6回の提言書を提出してきました。

うち、へいせい ねん がつ さつぼろししょう しゃこうつうひじよせいせいど  
うち、平成20年9月に、札幌市障がい者交通費助成制度  
みなお じっし じき へいせい ねん がつ みおく およ ほんねん  
見直し（実施時期は平成21年4月を見送るよう）及び本年4  
がつ じよせい さくげん じゅうじつ もと ていげん  
月は、助成を削減せず、むしろ充実を求める提言をいた  
しました。

この報告書は、過去、みなさんよりお寄せいただいた貴重な声の  
うち、ぼうさい じゅうたく きょういく しゅうろう こうもく ほんねん  
うち、「防災」「住宅」「教育」「就労」の4項目につき、本年  
は、サポートー制度始って初の市役所担当部局の担当者より直接  
しんちよくじょうきょう き ほうこくしょ の  
進捗状況をお聴きしたものを報告書に載せさせていただきますし  
た。

こんご へいせい ねん がつ にち  
今後も、みなさまの声を聴かせていただき、障がいのある人も  
ない人も共に住みやすい地域づくりに努めてまいりますので、どう  
ぞよろしくお願いたします。

へいせい ねん がつ にち  
平成21年12月13日

さつぼろししょう しゃ せいさくていげん いちどう  
札幌市障がい者による政策提言サポーター 一同

けんしょうけっか か き こうもく  
検証結果は、下記の4項目です。

1. 防災 2. 住宅 3. 教育 4. 就労

## 1 防災 ～ 報告者：身体障がい（視覚） 片石 松蔵

### (1) 札幌市災害時要援護者避難支援ガイドラインや災害時支えあいハンドブックの周知について

ほけんふくしきよくそうむか せつめい ないよう つぎ  
保健福祉局総務課からの説明の内容は次のとおり。

- ・ 災害時要援護者避難支援の取組は、「自助」と「共助」を基本的な考え方として、地域が主体となって取り組むものである。その取組を各地域が理解して実施できるよう、平成20年度にガイドライン及びハンドブックを策定した。さらに、平成20年度からモデル事業を実施しており、この取組を通じて得た課題やノウハウを他の地域へ情報提供するなど、市内各地域への取組の拡大を図っている。現時点においては、支援母体となりうる町内会等の関係者に対して取組の概要の周知を重点的に行っている段階であり、これによりある程度の受皿が整った段階で、要援護者本人への積極的な登録の呼びかけなどを行うことが効率的であると考えている。したがって、広く市民に対しても要援護者避難支援対策についてその必要性などを周知することを今後検討したいと考えている。なお、ガイドライン策定にあたっては、身体障害者福祉協会と2回、視覚障害者福祉協会と1回、精神障害者家族連合会などと3回、手をつなぐ育成会と3回、障がい者による政策提言サポーターと1回の意見交換を行った。
- ・ ガイドラインやハンドブックは、平成20年6月に、連合町内会、単位町内会、民生委員・児童委員、福祉のまちづくりセンター、障がい者団体、ボランティアサークルなどに配布した。行政機関では、市民の方々が出入りする区役所、区民センター、まちづくりセンターに配布した。また、出前講座のほか、9月に開催したフォーラムなど様々な機会を通じて周知している。

## (2) 要援護者に対する防災の取組みについて

保健福祉局総務課からの説明の内容は次のとおり。

- 市としては、出前講座などの普及啓発活動を実施したり、モデル地区以外の地区からの相談対応、取組のノウハウを地域に情報提供するなど、支援母体の取組の促進拡大を図っている。
- 大規模な災害が発生した際、行政は災害対策本部を設置し、防災関係機関などと連携して全市的な災害対応を行うこととなるため、要援護者一人ひとりへの迅速な対応は困難であることが予想される。また、災害の規模によっては、行政自体にも大きな被害が生じることとも想定される。そのため行政は、災害時に地域が主体となつて要援護者の避難支援が行われるよう、日頃から支援母体の取組の促進や、支援母体と関係団体との連携の支援、避難環境の整備などを、関係部局と連携しながら総合的に進めていくことが求められている。

## (3) 支援母体の取組みに対する支援等について

保健福祉局総務課からの説明の内容は次のとおり。

- 平成20年度モデル事業の実績等については、冊子「災害時の助け合い」のとおりとなっている。
- 平成20年度にモデルとなった中央区と西区について、中央区は宮の森明和会という単位町内会が、西区は八軒中央地区福祉のまち推進センターがそれぞれ支援母体となり実施した。平成21年度は、北区、東区、白石区、豊平区の4地区でモデル事業として取組を行っており、うち2地区では要援護者と支援者を募集している段階である（平成21年10月現在）。モデル地区以外での取組状況については、実際に実施している地域がいくつかあると聞いている。また、相談も受けている地域もあるが、数としては把握していない。また、モデル事業のことを聞いて取組みたいと考えている地域もあると聞いている。モデル事業は始めて間もないことから、地域での取組状況については、一定の期間が経過した時点でその数を把握したいと考えている。
- 支援母体の取組は、地域が主体となつて行うものであるため、行政

としては支援母体に対して、困ったことなどの相談に応じている。また、他地区での取組みにおいて有効な事例の情報提供を行うなどしている。例えば、モデル事業を通して得た課題やノウハウを報告書にまとめ情報提供している。

- 行政から地域に対して要援護者に関する情報を提供することは、個人情報保護の観点から非常に難しい。そのため、民生委員の高齢者巡回相談などの活動のなかで、要援護者に対して登録を呼びかけてもらうなど、協力をお願いしている。今後も関係団体への協力の呼びかけなどを行っていきたくと考えている。

#### (4) 地域の防災に関する取組みのモデル事業の実績について

保健福祉局総務課からの説明の内容は次のとおり。

- モデル事業は平成20年度から実施しており、実績等については報告書としてまとめている。主な取組状況としては、支援プランの作成、要援護者・支援者の登録、連絡網の作成、地域資源・人材情報の収集がある。また、取組の成果・課題もまとめている。(報告書7～8ページ)
- 平成21年度のモデル事業は、北区、東区、白石区、豊平区の4地区で実施中である。

#### (5) 被災後の相談支援について

保健福祉局総務課からの説明の内容は次のとおり。

- 避難場所は、災害発生直後は市職員チームによる運営を行うこととなっていて、その中には災害時要援護者対策の役割も予定されており、要援護者の把握と対策、負傷者の搬送手配などを行うこととしている。実際にはこのなかで相談対応も行うこととなると思われる。また、避難場所の避難者等による自主運営の段階においても、要援護者への手助けや気配り、思いやりをもって接することが大切であることを啓発している。さらに、医療活動の一環として、要援護者も含めた被災者へのカウンセリングなどの相談活動を行うこととしている。

## 2 住宅 ～ 報告者：精神障がい 相原 正義

### (1) 市営住宅の現況について

都市局住宅課からの説明の内容は次のとおり。

- 平成20年3月末時点での市営住宅の総戸数（管理戸数）は約27,000戸
- 入居世帯数は約25,000世帯
- 入居率は93.5%
- 入居募集は年4回行っており、そのつど応募した方を対象として抽選を行っているため、待機世帯の実数は把握できないが、平成20年度の空家募集536戸に対しての平均応募倍率は約38.2倍になっている。

### (2) 障がい者に対する取組について

都市局住宅課からの説明の内容は次のとおり。

- 障がい者の市営住宅の申込資格については、高齢者ではなくても単身向け住宅に申込ができる。抽選時の抽選番号は、障がいの程度に応じて2～3個加算して交付している。
- バリアフリー化については、住宅内の段差をなくしたり、手すりを設置するなどしている。平成14年からは、新築の3階建て以上の団地のすべてにエレベーターを設置している。

### (3) 市営住宅の申込資格・入居条件について

都市局住宅課からの説明の内容は次のとおり。

- 札幌市営住宅入居者募集パンフレットの単身向け住宅の申込資格中、(8)の⑦の規定において、「海外からの引揚者で5年を経過していない方」の5年の根拠は、公営住宅法施行令に5年と規定されていることによるが、当該法令の根拠については、市では承知していない。
- 札幌市営住宅入居者募集パンフレットの単身向け住宅の申込資格中、(8)の②は「身体障害者手帳(1級から4級)の交付を

受けている方」と規定している。

国の法令においては、公営住宅法施行令第6条第2項において、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者も含まれるとしており、国と市の基準が異なっている。

公営住宅法施行令第6条のただし書きには、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を（入居資格者から）除く」と規定されている。

このただし書きの規定の解釈として国が示す通達等には、「精神障害者及び知的障害者については、常時の介護を必要としない場合であっても常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の当該障害者に係る居住支援が必要となることから、事業主体は、市町村等の福祉主管部局に対し、当該居住支援体制の状況を確認の上（入居要件に該当するかの判断を）行うものとする」旨が示されている。

現在のところ、札幌市においては、精神障がい者及び知的障がい者が市営住宅に入居するにあたって、これらの方々に対する常時の相談体制や地域でのサポート体制などの居住支援体制が必ずしも十分に整っているとはいえないと判断される。また、当該居住支援体制の状況を判断するための福祉部局との連携体制についても十分に整っているとはいえない状況にあると考える。

このため、市営住宅単身向け住宅の申込資格中（8）の②の規定は、「身体障害者手帳（1級から4級）の交付を受けている方」と規定している。

なお、入居資格等については、国土交通省からの通達等をふまえて決定しており、新たな通達等があれば見直しを図っていきたい。

### 3 教育 ～ 報告者：身体障がい（肢体） 若能 久誉

#### (1) 社会福祉協力校の取組について

教育委員会からの説明の内容は次のとおり。

- ・ 社会福祉協力校事業については、学校においても、障がいについての理解や福祉に関する理解の促進に向けても、非常に効果のある重要な取組と考えている。これまでに9割以上の学校が指定を受けており、今年度からは、再指定を受けている学校もある。教育委員会としては、福祉に関わるよい取組事例等を実践例として、各学校に紹介するなどして、その周知とより積極的な取組となるよう、はたらきかけを行っている。
- ・ 一例として啓明中学校では、総合的な学習の時間を3年間にわたり、講演会、障がいの疑似体験、地域との連携などを通じて社会福祉に関する理解を深める取組を行っている。

#### (2) 福祉読本について

教育委員会からの説明の内容は次のとおり。

- ・ 「バリアフリー大研究」は、大変分かりやすくバリアフリーのことが記されており、小学校においては、総合的な学習の時間における福祉の学習での活用のほか、国語科で「みんなの生きる町」という題材があり、その中でバリアフリーのことにについて知り、実際に修学旅行等に行った際に、バリアフリーの施設をさがすなどの活動に活用されている。

#### (3) 学校での障がい児の受入について

教育委員会からの説明の内容は次のとおり。

- ・ 障がいのある子どもの就学に際しては、これまでも、保護者の方からのニーズを伺うなどしてきたが、平成19年に特別支援教育が制度化される際に、保護者からのニーズの把握が義務づけられていることから、より適切な取組が規定されたものと考えている。具体的には、就学に際しての保護者からの相談を、教育センター（幼児教育セン

- ター) などで<sup>おこな</sup>行い、そこで<sup>こ</sup>お子さんの<sup>こま</sup>困りごとや<sup>かだい</sup>課題、<sup>しゅうがく</sup>就学<sup>さい</sup>に際して
- の<sup>しんぱい</sup>心配ごとと、<sup>にゅうがく</sup>入学<sup>さい</sup>に際する<sup>はあく</sup>ニーズなどを<sup>はあく</sup>把握している。
- ・ <sup>がっこう</sup>学校<sup>はい</sup>に入っている<sup>こ</sup>子ども<sup>なか</sup>の中で、<sup>とくべつ</sup>特別な<sup>きょういくてきしえん</sup>教育的支援<sup>ひつよう</sup>が必要な<sup>ばあい</sup>場合には、<sup>まな</sup>学びの<sup>かつようじぎょう</sup>サポーター活用事業<sup>たいおう</sup>などにより、<sup>たいおう</sup>対応している<sup>ところ</sup>です。

#### (4) <sup>ふくしきょういく</sup>福祉教育<sup>そうごうてきがくしゅう</sup>（<sup>すいしん</sup>総合的学習）の<sup>すいしん</sup>推進<sup>について</sup>について

<sup>きょういくいいんかい</sup>教育委員会<sup>せつめい</sup>からの<sup>ないよう</sup>説明<sup>つぎ</sup>の内容<sup>は</sup>は<sup>次の</sup>とおり。

- ・ <sup>ばんめ</sup>1番目の<sup>しつもん</sup>質問<sup>かんれん</sup>とも<sup>きょういくいいんかい</sup>関連するが、<sup>しゅう</sup>教育委員会<sup>りかい</sup>としても、<sup>しょう</sup>障<sup>がい</sup>がいの<sup>りかい</sup>理解<sup>や</sup>福祉<sup>きょういく</sup>教育<sup>についで</sup>については、<sup>とうじしや</sup>当事者<sup>かた</sup>の方<sup>きょうりよく</sup>の<sup>な</sup>協力<sup>を</sup>を<sup>いただく</sup>ことが<sup>何</sup>より<sup>も</sup>効果<sup>てき</sup>的<sup>かん</sup>あると<sup>かんが</sup>考えている<sup>ため</sup>、<sup>こんご</sup>今後<sup>についで</sup>についても、<sup>しゃかいふくしきょうぎかい</sup>社会福祉協議会<sup>など</sup>等<sup>と</sup>連携<sup>れんけい</sup>を<sup>はか</sup>図り<sup>ながら</sup>ながら<sup>とりくみ</sup>取組<sup>すす</sup>を進<sup>め</sup>めて<sup>いき</sup>たいと<sup>かんが</sup>考えている。

#### (5) <sup>きょういん</sup>教員<sup>たい</sup>に対する<sup>けんしゅう</sup>研修<sup>について</sup>について

<sup>きょういくいいんかい</sup>教育委員会<sup>せつめい</sup>からの<sup>ないよう</sup>説明<sup>つぎ</sup>の内容<sup>は</sup>は<sup>次の</sup>とおり。

- ・ <sup>きょういん</sup>教員<sup>たい</sup>に対する<sup>けんしゅう</sup>研修<sup>として</sup>、<sup>しょう</sup>障<sup>がい</sup>がいの<sup>とうじしや</sup>当事者<sup>けんしゅう</sup>からの<sup>じゅうよう</sup>研修<sup>は</sup>重要<sup>である</sup>である<sup>と</sup>と<sup>かんが</sup>考えている。そこで、<sup>しょにんしやけんしゅう</sup>初任者研修<sup>ほうていけんしゅう</sup>（法定研修）<sup>として</sup>、<sup>しゅわ</sup>手話<sup>はく</sup>や<sup>じょうたいけん</sup>白<sup>杖</sup>杖<sup>ふくしたいけん</sup>体験<sup>こうぎ</sup>などの福祉<sup>せつてい</sup>体験<sup>こうし</sup>の講座<sup>しょう</sup>を設定<sup>して</sup>している。講師<sup>しゃだんたい</sup>は障<sup>がい</sup>がいの者<sup>しゃ</sup>団体<sup>から</sup>から<sup>はけん</sup>派遣<sup>う</sup>を受けている。専門<sup>せんもんけんしゅう</sup>研修<sup>きぼうせい</sup>（希望制）<sup>として</sup>は、<sup>きょういくかだいけんしゅう</sup>教育課題研修<sup>こうぎ</sup>コース<sup>として</sup>として<sup>17</sup>17講座<sup>のうち</sup>のうち<sup>4</sup>4つ<sup>を</sup>を<sup>ふくしきょういく</sup>福祉教育<sup>かん</sup>に関する<sup>こうぎ</sup>講座<sup>せつてい</sup>に設定<sup>して</sup>している。障<sup>がい</sup>がいの者<sup>しゃだんたい</sup>団体<sup>から</sup>から<sup>こうし</sup>講師<sup>はけん</sup>の派遣<sup>う</sup>を受け、<sup>しゅわ</sup>手話<sup>てんじ</sup>、<sup>しょう</sup>点字<sup>しゃ</sup>、<sup>しゃ</sup>障<sup>がい</sup>がいの者<sup>しゃ</sup>ス<sup>ポ</sup>ー<sup>ーツ</sup>ツ<sup>に関する</sup>に関する<sup>こうぎ</sup>講座<sup>せつてい</sup>を設定<sup>して</sup>している。手話<sup>しゅわ</sup>などの<sup>ぎじゅつ</sup>技術<sup>のみ</sup>のみならず、<sup>これ</sup>これらの<sup>こうぎ</sup>講座<sup>つう</sup>を通じて<sup>しょう</sup>障<sup>がい</sup>がいの者<sup>しゃ</sup>の<sup>めせん</sup>目線<sup>かだい</sup>に<sup>たち</sup>たち、<sup>かだい</sup>どのような<sup>かだい</sup>課題<sup>がある</sup>があるのか<sup>かな</sup>などを<sup>まな</sup>学<sup>んで</sup>いる。

#### 4 就労 ～ 報告者：知的障がい 鈴木 昭子

- 障がい者雇用を促進するため、民間企業への働きかけが必要である。また、障がい者法定雇用率を遵守させる取組みも同時に必要ではないか。
- 障がい者が企業へと就労する際、企業では就労時の受入れと就労した後ではどのような配慮がなされているのか。また、就労に役立つスキルアップができる講座などがあれば良いのではないか。
- 障がい種別によって職種が固定化されることは問題だが、実際にはさまざまな分野の仕事に可能性がある。
- 知的障がい者にはさまざまなタイプがいるため、その人と仕事内容とがうまくマッチングしなくてはいけない。そのためには、ジョブコーチや周囲のフォローやバックアップがあると良いのではないか。
- 福祉的就労から一般就労へと移行し、障がい者の所得を保障する取組みも必要である。
- 市の障がい福祉計画の基本理念として「障がい者の自己決定と自己選択の尊重」とあるが、市がこの理念を進めるうえで民間企業にも障がい者雇用について理解を深めてもらうことが必要ではないか。
- 役所の取組みとして、市が率先して障がい者を職員として採用することが必要である。また、障がい者を雇用することで市が実例を見せることができる。
- 札幌市が職員として障がい者を雇用していることや、障がい者の仕事内容について広報番組と広報さっぽろでPRしてはどうか。
- コールセンターでは障がい者の雇用を行っている。

#### <新たな提言>

- 民間企業が障がい者を雇用すると、札幌市の指定管理者制度、入札、契約、税、企業誘致などを優遇する取組みがあれば良いのではないか。
- 札幌市の入札基準（特に建設業、物品納入業者等）に障がい者を雇用している企業を優遇することはできないか。
- 札幌市が行っている指定管理者制度の業者選考基準のなかに、「障がい者の雇用」を条件に加えてはどうか。

- 4 作業所<sup>さぎょうしょ</sup>や就労支援施設<sup>しゅうろうしえんしせつ</sup>等に、既<sup>すで</sup>に実施<sup>じっし</sup>している広報<sup>こうほう</sup>さっぽろの配布業務<sup>はいふぎょうむ</sup>のほかに、町内<sup>ちょうない</sup>の公園<sup>こうえん</sup>の清掃業務<sup>せいそうぎょうむ</sup>を委託<sup>いたく</sup>するようにはどうか。
- 5 札幌市<sup>さっぽろし</sup>のまちづくりセンターに障がい者<sup>しょうがいしゃ</sup>を非常勤職員<sup>ひじょうきんしょくいん</sup>として雇用<sup>こよう</sup>してはどうか。

---

## おわりに

この報告書<sup>ほうこくしょ</sup>が、みなさまの声<sup>こえ</sup>によりできあがったものと感謝<sup>かんしゃもう</sup>申し上げると共に<sup>あとも</sup>、これで終わりではなく、これからもより多く<sup>おお</sup>の人々<sup>ひとびと</sup>の声を聴<sup>こえ</sup>かせていただき、市政<sup>しせい</sup>に反映<sup>はんえい</sup>することが私たち<sup>わたし</sup>サポーターの役目<sup>やくめ</sup>と考え<sup>かんが</sup>ますので、よろしくお願<sup>ねが</sup>いいたします。

平成<sup>へいせい</sup>21年<sup>ねん</sup>12月<sup>がつ</sup>13日<sup>にち</sup>

札幌市<sup>さっぽろし</sup>障がい者<sup>しょうがいしゃ</sup>による政策提言<sup>せいさくていげん</sup>サポーター 一同<sup>いちどう</sup>